

第4期田村市地球温暖化対策実行計画

【区域施策編・事務事業編】

令和4年(2022)年度～令和12(2030)年度

令和4（2022）年8月

福島県田村市

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	2
第1節 計画策定の背景・意義.....	2
1. 地球温暖化の現状と影響.....	2
2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内の動向.....	3
3. 福島県と田村市の地球温暖化対策.....	5
第2節 計画の基本的事項.....	6
1. 計画の目的と位置づけ.....	6
2. 計画の期間、基準年度と目標年度.....	6
3. 計画の対象等.....	6
第2章 温室効果ガス（CO ₂ ）の排出状況（区域施策編）.....	7
第1節 区域施策編の対象範囲.....	7
第2節 区域の温室効果ガス排出状況.....	11
1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法.....	11
2. 区域の温室効果ガス排出量の推移.....	11
3. 部門別温室効果ガス排出量.....	12
第3節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計.....	14
1. 将来推計の考え方.....	14
2. 温室効果ガス排出量の将来推計.....	14
第3章 温室効果ガス（CO ₂ ）の排出状況（事務事業編）.....	15
第1節 事務事業編の対象範囲.....	15
第2節 事務事業における温室効果ガス排出状況.....	15
第4章 計画が目指す将来像及び削減目標.....	16
第1節 計画が目指す将来像.....	16
第2節 温室効果ガス総排出量削減目標.....	17
1. 区域施策編における削減目標.....	17
2. 事務事業編における削減目標.....	18
第5章 計画の基本目標と施策展開（区域施策編・事務事業編）.....	19
第1節 基本目標.....	19
第2節 施策と取組.....	21
1. 市の施策・事業.....	21
2. 市民・事業者・市の行動指針.....	25
第6章 計画の推進.....	26
第1節 計画の推進体制.....	26
第2節 計画の進捗管理.....	27
用語集.....	28

第1章 計画の基本的な考え方

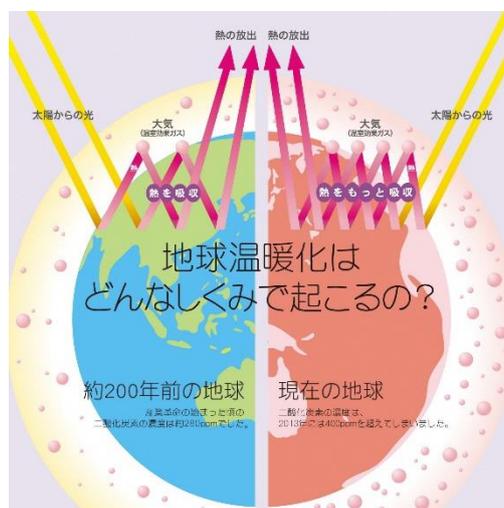
第1節 計画策定の背景・意義

1. 地球温暖化の現状と影響

(1) 地球温暖化と気温の上昇

地球は、太陽からの熱によって温められ、その熱は地表や海で反射して宇宙に放出されています。地球の表面にある窒素や酸素、二酸化炭素などは「温室効果ガス」と呼ばれ、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防いで、地球の平均気温を 14℃程度に保つ役割を持っています。この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、エネルギー源として石炭や石油などを大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。IPCC「気候変動に関する政府間パネル」の第5次評価報告書によると、1880～2012年の間に、世界の平均気温は 0.85℃上昇しています。過去 50 年の気温の上昇は、自然の変動ではなく、人類が引き起こしたものと考えられており、2100 年末には、1986～2005 年の平均と比べて、最小 0.3～1.7℃上昇、最大 4.8℃上昇と予測されています。



【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jocca.org/>) より】

(2) 気候変動の影響

IPCC第5次評価報告書では、将来的リスクとして「気候システムに対する危険な人為的干渉」による深刻な影響の可能性が指摘されています。確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、右のようなものが挙げられています。

また、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁共同により、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018～日本の気候変動とその影響～」が作成されており、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています。

1 海面上昇 高潮 <small>(沿岸、島しょ)</small>	2 洪水 豪雨 <small>(大都市)</small>	3 インフラ 機能停止 <small>(電気供給、医療などのサービス)</small>
4 熱中症 <small>(死亡、健康被害)</small>	将来の 主要なリスク とは？ 複数の分野地域におよぶ 主要リスク <small>出典) IPCC 第5次評価報告書 WGII</small>	5 食糧不足 <small>(食糧安全保障)</small>
6 水不足 <small>(飲料水、灌漑用水の不足)</small>	7 海洋生態系 損失 <small>(漁業への打撃)</small>	8 陸上生態系 損失 <small>(陸域及び内水の生態系損失)</small>

【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jocca.org/>) より】

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内の動向

(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

地球の温暖化は、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガスの排出量を抑制することは、世界共通の課題となっています。

地球温暖化対策の国際的な動向としては、平成27(2015)年12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において「パリ協定」が採択され、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑える目標も追求することなどを決定しました。この「パリ協定」により、全ての国々が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すことになり、平成9(1997)年の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

日本は、平成27(2015)年7月に、日本の温室効果ガスの排出量を令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比26%削減とする目標を示した約束草案を国連に提出し、「パリ協定」に基づき、平成28(2016)年5月に、その達成に向けた具体的な取組を定めた、「地球温暖化対策計画」を策定しました。

併せて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)を改正し、その第21条では、地方公共団体が地球温暖化対策に関する計画を策定することを定めています。「地球温暖化対策推進法」では、地方公共団体自らの事務事業から発生する温室効果ガスの排出抑制等の取組を定めた「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の策定が定められていることに加え、地方公共団体の自然的社会的条件に応じて、区域全体での温室効果ガスの排出抑制などを行うための施策に関する事項を定め、住民・事業者・地方公共団体の地域が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいくための計画「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定することが求められています。

また、平成30(2018)年6月には、「気候変動適応法」が公布されました。温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)は車の両輪として取り組むべきであり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

(3) SDGs(持続可能な開発目標)との関わり

SDGsは、気候変動や経済、貧困教育など社会が抱える問題を解決し、世界全体で令和12(2030)年を目指して明るい未来を作るための17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)で構成された国際社会共通の目標です。



本計画と特に関わりの深いSDGsのゴールを以下に示します。

以下に示したゴールは、本計画の推進によって達成に資するゴールであるとともに、本市の各種計画の推進によって達成されるゴールであることを認識しながら、取組を進めていきます。

<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p>【エネルギーをみんなに そしてクリーンに】 すべての人が利用可能な、信頼性が高く持続可能な現代エネルギーの確保。</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p> 	<p>【産業と技術革新の基盤をつくらう】 災害に強く回復力のある（レジリエントな）インフラの整備、すべての人のための持続可能な産業化の促進、技術革新の推進。</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>【住み続けられるまちづくりを】 すべての人が受け入れられる、安全かつレジリエントで持続可能な都市と住居への転換。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>【つくる責任 つかう責任】 持続可能な消費と生産パターンの確保。</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>【気候変動に具体的な対策を】 気候変動とその影響への緊急対策の実施。</p>
<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p>【陸の豊かさも守ろう】 地上生態系の保護・回復・持続可能な利用促進、持続可能な森林管理、砂漠対策、土地劣化の阻止と回復、生物多様性の損失阻止。</p>

3. 福島県と田村市の地球温暖化対策

(1) 福島県の地球温暖化対策

福島県では、地球温暖化対策と原子力依存からの脱却を両立するという困難な課題に取り組み、解決していくため、平成25（2013）年3月に「地球温暖化対策推進計画」を改定し、「福島議定書事業」等の取組が進められてきました。さらに平成28（2016）年3月に「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」を改定し、イノベーション・コースト構想、福島新エネ社会構想の具体化など、地球温暖化対策に関連する新たな動きが出てきたことから、平成29（2017）年3月に「地球温暖化対策推進計画」の再度見直しが行われ、更なる地球温暖化対策に取り組んでいます。

(2) 田村市の地球温暖化対策

田村市では、地球温暖化や環境対策の状況及び地域特性等を踏まえて、独自の方法により地球温暖化防止や資源の枯渇問題に対する更なる省エネルギー・省資源対策を、地域レベルで積極的に推進し、様々な状況に迅速に対処できるよう、目標や新たな展望の提示を目的として、平成20（2008）年2月に「田村市地域新エネルギービジョン」を、平成21（2009）年2月に「田村市地域省エネルギービジョン」を策定しました。また、同年3月には地球温暖化対策推進法に基づき、市の事務事業に関する温室効果ガスの排出量削減を目的とした「田村市地球温暖化対策実行計画」を策定し、率先して温暖化対策に取り組み、「第2期田村市地球温暖化対策実行計画」期間の終了と、今後のエネルギー事情の変化に柔軟に対応できるよう計画の見直しを行い、より一層の地球温暖化対策を推進する「第3期田村市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

しかしながら、温室効果ガスの排出は、市の事務事業以外にも市民・事業者、あらゆる人たちの生活や事業活動に関係しているものであり、温室効果ガスの排出抑制のためには、共に計画的に取り組んでいくことが必要不可欠です。本市の自然的条件や社会的条件のもと、市民・事業者・市の全ての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出抑制に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的に、「第4期田村市地球温暖化対策実行計画【区域施策編・事務事業編】」をこの度策定しました。

第2節 計画の基本的事項

1. 計画の目的と位置づけ

「第4期田村市地球温暖化対策実行計画【区域施策編・事務事業編】」は、「地球温暖化対策推進法」に基づき、市域全体から排出される温室効果ガスの排出抑制（区域施策編）及び市の事務事業に起因する温室効果ガスの排出抑制（事務事業編）の実行のために、市民・事業者・市（行政）の各主体の役割を明確にし、地球温暖化対策に関する施策や取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

また、本計画は、国の「地球温暖化対策計画」、県の「福島県地球温暖化対策推進計画」等の地球温暖化関連計画や市の上位計画である総合計画等との整合を図り、本市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付けています。

2. 計画の期間、基準年度と目標年度

本計画の期間、基準年度、目標年度は、以下の年次とします。

計画期間	令和4（2022）年度 ～ 令和12（2030）年度
基準年度	平成25（2013）年度
目標年度	令和12（2030）年度

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、計画期間内においても、法や条例の制定・改廃や、国や県の計画などの改定、本市の上位計画の改定などの際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

3. 計画の対象等

本計画の対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源 CO₂、非エネルギー起源 CO₂（廃棄物分野（一般廃棄物）由来）とします。

対象とする部門等は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）とします。また、その他の温室効果ガスについては、次期計画策定時に対象とする旨検討します。

図表1 対象ガスと部門等

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物分野（一般廃棄物）	一般廃棄物の焼却処理による発生

第2章 温室効果ガス（CO₂）の排出状況（区域施策編）

第1節 区域施策編の対象範囲

区域施策編における対象範囲は本市全域とし、本市の市民生活や事業活動に起因して市内で排出されるすべての温室効果ガスの排出を対象とします。

1. 地勢

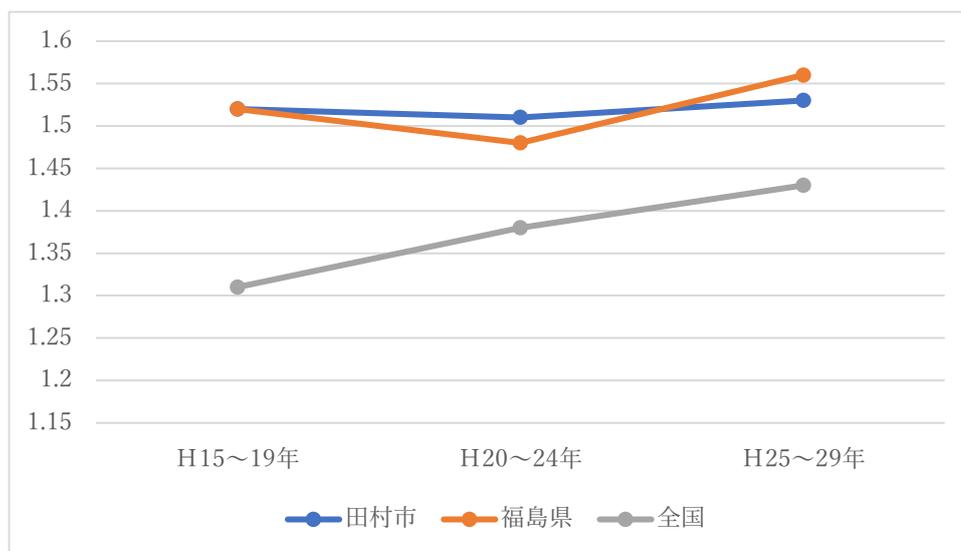
田村市は、阿武隈高原の中央に位置し、平成17（2005）年3月1日に田村郡7町村の内、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町の旧5町村が合併し形成されました。本地域は、福島県の中核的都市である郡山市まで約30kmの位置にあり、福島県の中通りにあって浜通りとの結節点となる地域です。市の面積は458平方キロメートルで、市の南北を阿武隈山系が走り、北から日山、移ヶ岳、鎌倉岳、高柴山、大滝根山、羽山などが連なり、これらの山々と小さな山々によって丘陵起伏が縦横に連続する地形となっています。また、これらの山岳を源とする大滝根川や高瀬川などの多くの河川が流れ、市の面積の62%を山林が占めるなど水と緑の豊かな自然に恵まれています。

気候は、太平洋岸式気候に属しながらも、年度の気温差が大きく、降雨・降雪量は少ない内陸性気候の特徴を持っています。寒候期においても、連続した降雪時期は短くなっています。

2. 人口の推移

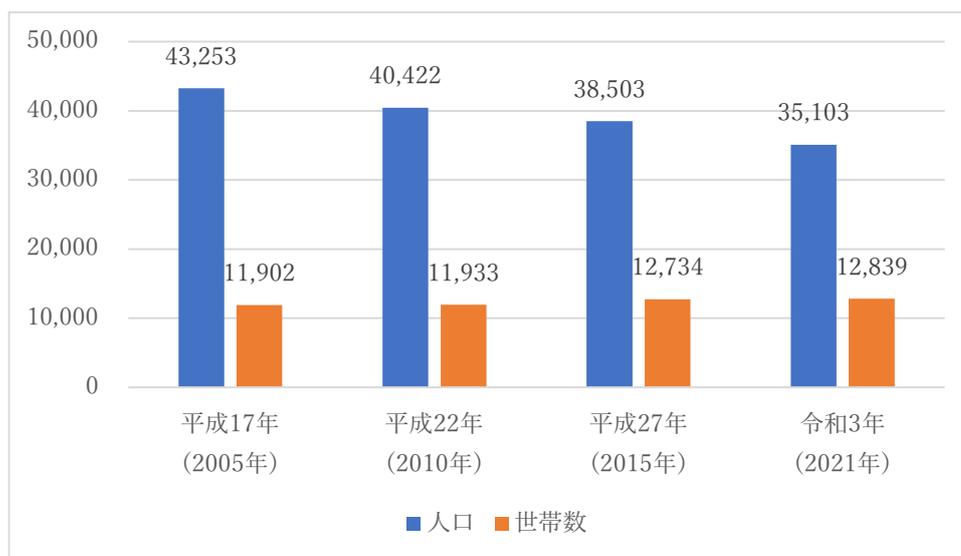
人口は、令和3年（2021）年1月1日現在、35,103人（世帯数：12,839）となっています。合計特殊出生率は、横ばいに推移していますが、人口は平成17（2005）年から比べると約8,000人減少している一方、世帯数は増加傾向にあり、単身世帯や少子高齢化が進むと予想されます。

図表1 田村市の合計特殊出生率の推移



参考資料：人口動態保健所・市区町村別統計

図表2 田村市の人口・世帯数の推移

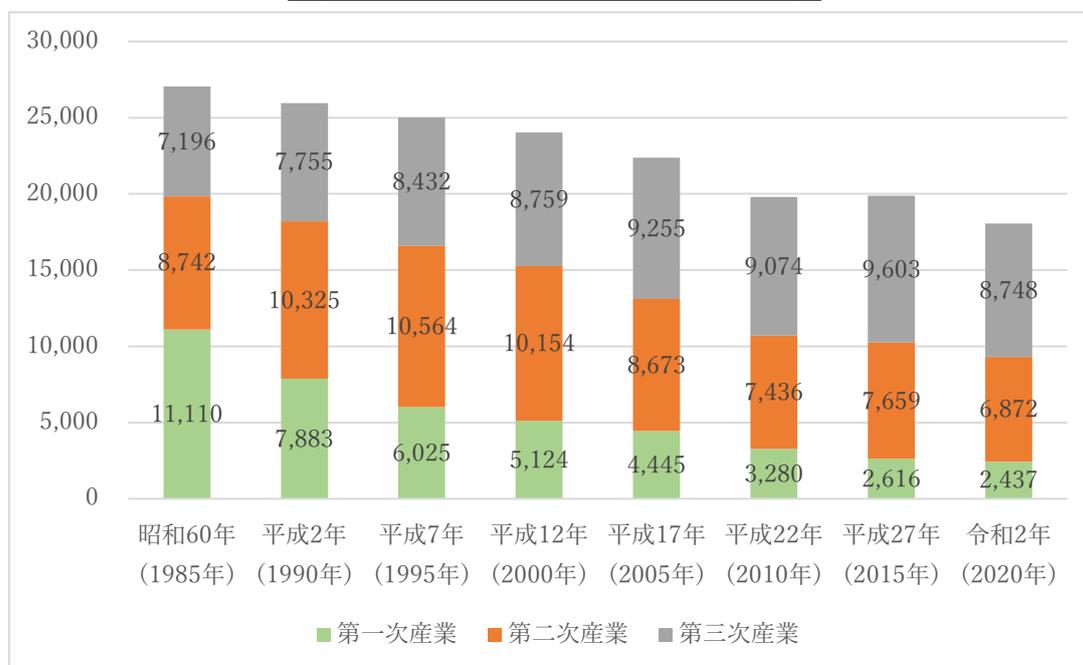


参考資料：国勢調査、福島県現住人口調査

3. 産業構造

本市の産業は、第一次産業の就業人口の減少に伴い全体の就業人口も減少し続けています。一方、第三次産業は徐々に就業人口が増加し、平成17（2005）年以降就業人口が最も多い産業となっており、第二次産業は、平成7（1995）年をピークに就業人口が減少傾向にあります。

図表3 田村市の産業別就業人口の推移

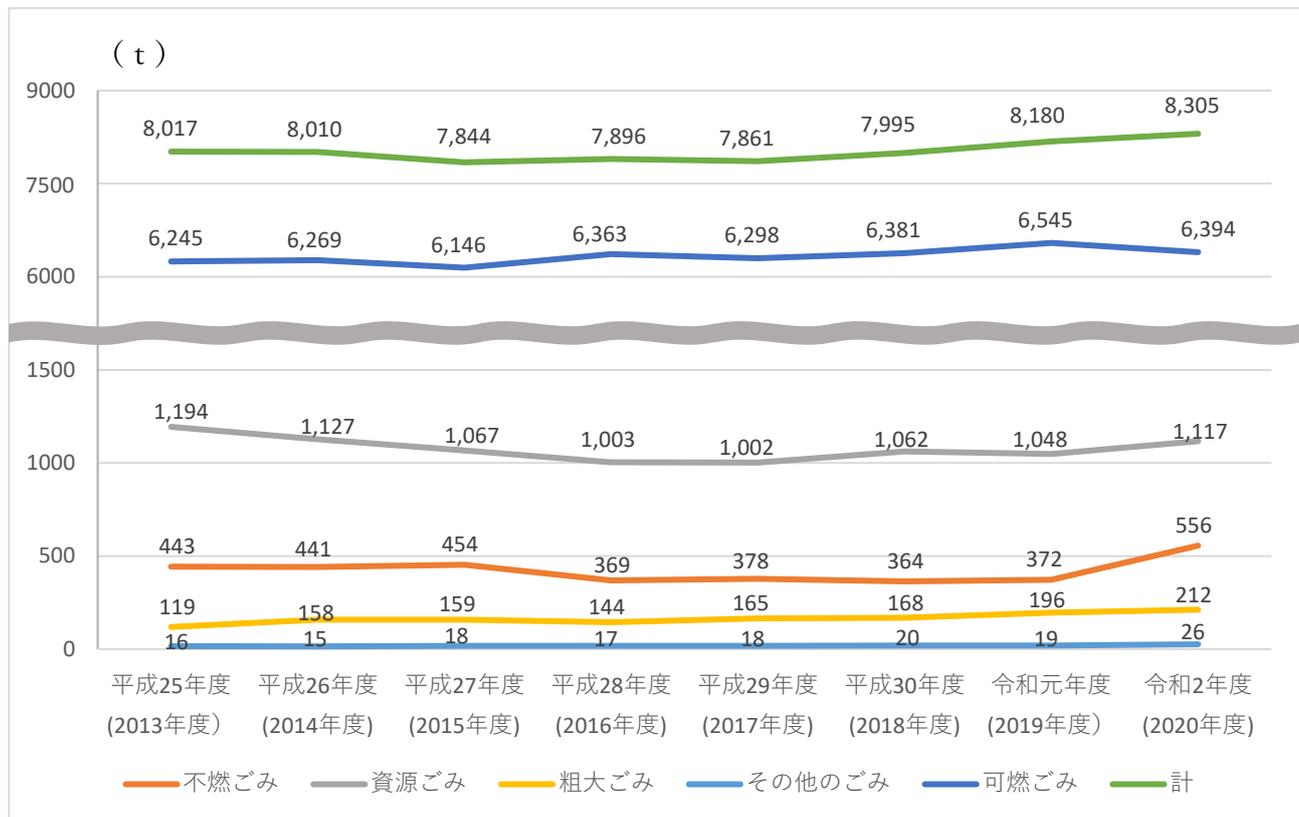


参考資料：国勢調査

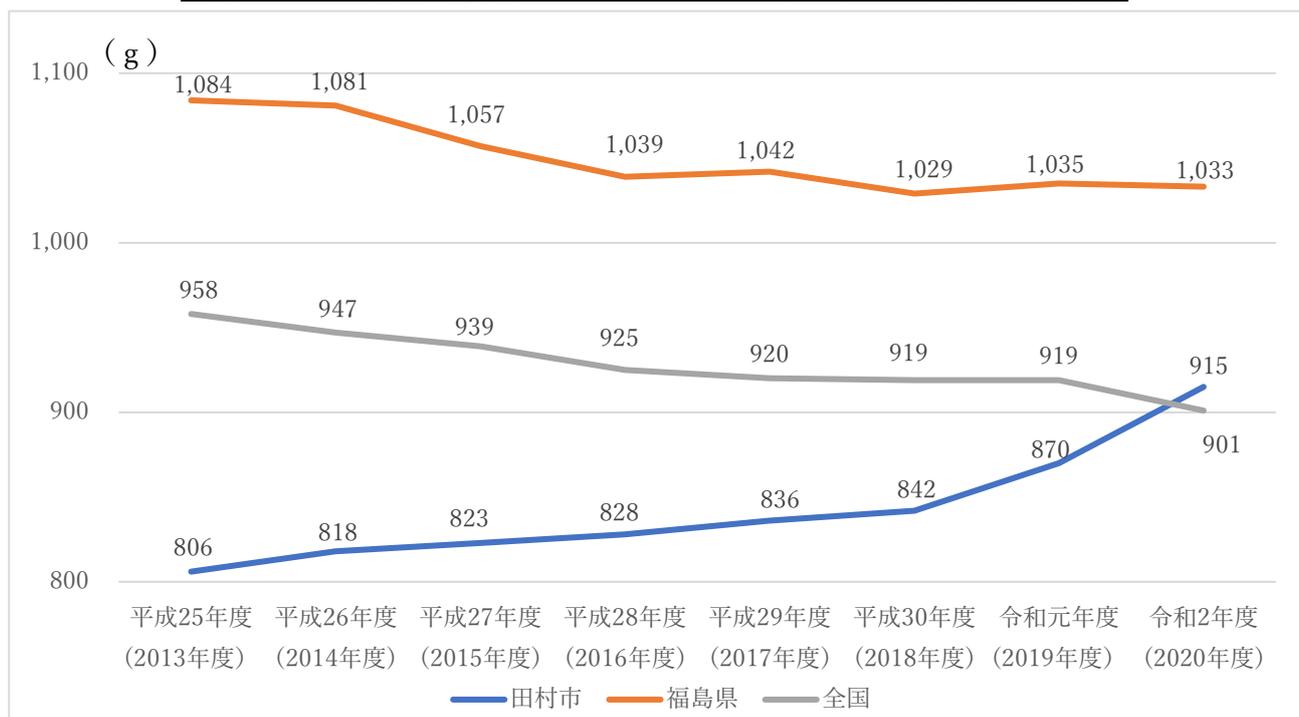
4. ごみ

本市のごみ排出量は、家庭ごみは横ばいに推移していますが、1人1日あたりのごみ排出量は、増加傾向にあります。

図表4 田村市の家庭ごみ処理状況の推移



図表5 田村市、福島県及び全国の1人1日あたりのごみ排出量の推移



参考資料：一般廃棄物処理事業実態調査

5. 省エネルギーの取組

本市では、田村市地球温暖化対策実行計画に基づき、不要な照明を消すことやノー残業デーの履行の厳守により電気使用量の削減、クールビズの実施や室内温度の管理徹底をすることにより燃料使用量の削減を進めてきました。

また、家庭からの温室効果ガスの排出削減に向け、広報紙やホームページによる省エネルギーへの取組の啓発、住宅への太陽光発電設備設置に対する補助制度などの取組を進めています。

第2節 区域の温室効果ガス排出状況

1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法

温室効果ガス排出の要因分析、計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案を行うために、温室効果ガス排出量の現況推計を行います。

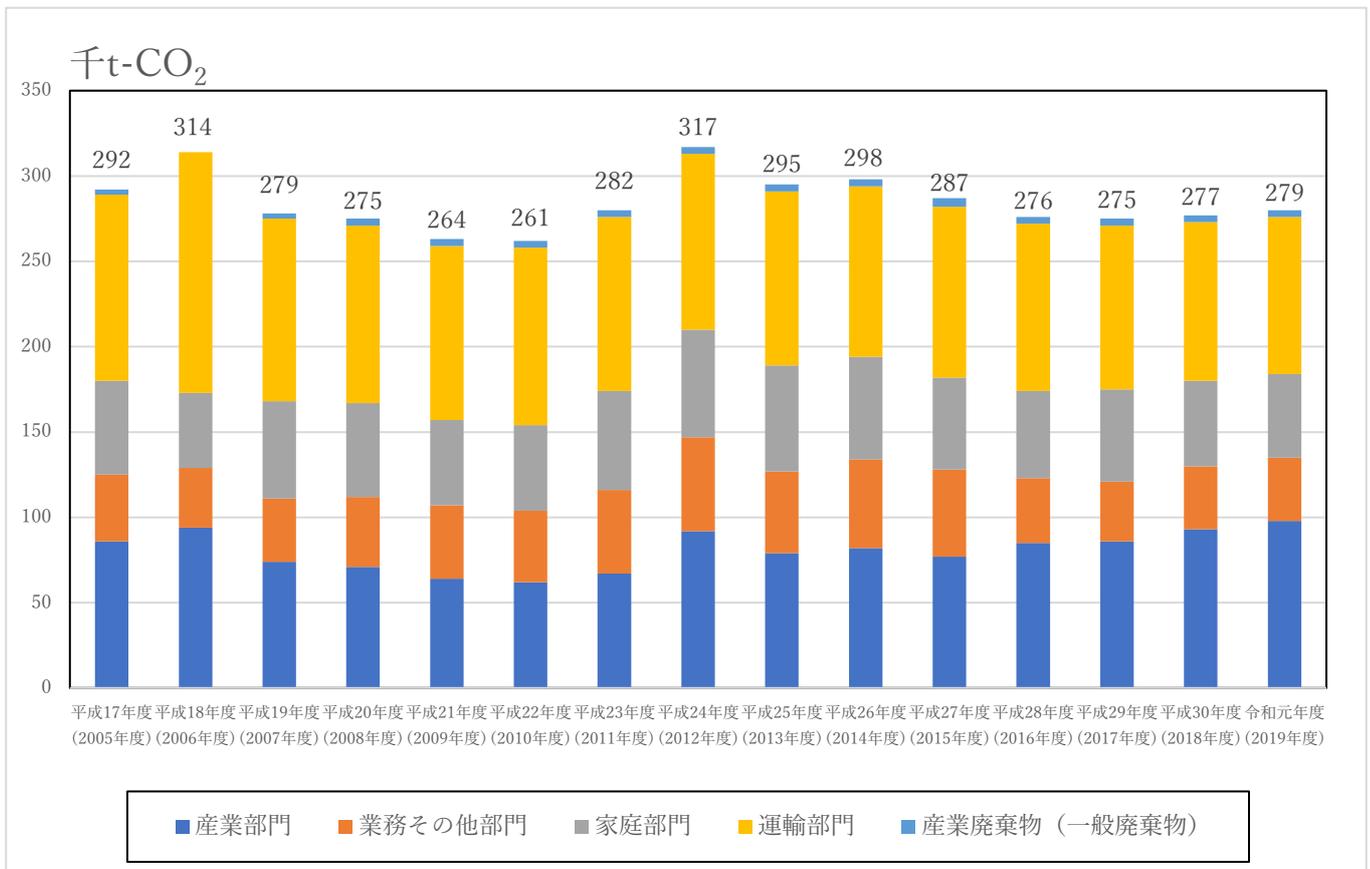
本計画の温室効果ガス排出量の推計対象は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門のエネルギー消費に伴うエネルギー起源 CO₂ と一般廃棄物の焼却処分に伴う非エネルギー起源 CO₂ です。しかしながら、地理的な行政区域内に限定して各部門のエネルギー消費量を把握することは非常に困難であるため、区域の温室効果ガスの排出量は推計によって算出されます。

本市の温室効果ガス排出量については、環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」を参照しています。

2. 区域の温室効果ガス排出量の推移

本市からの温室効果ガス排出量は、微増減を繰り返しながら推移しており、平成22（2010）年度以降は増加に転じ、平成24（2012）年度をピークに減少傾向にあります。直近の令和元（2019）年度の排出量は、279千t-CO₂でした。

図表 温室効果ガス排出量の推移



（出典）環境省「CO₂排出量の傾向把握」数値を引用

※平成18年度（2006年度）は田村市省エネルギービジョンより引用

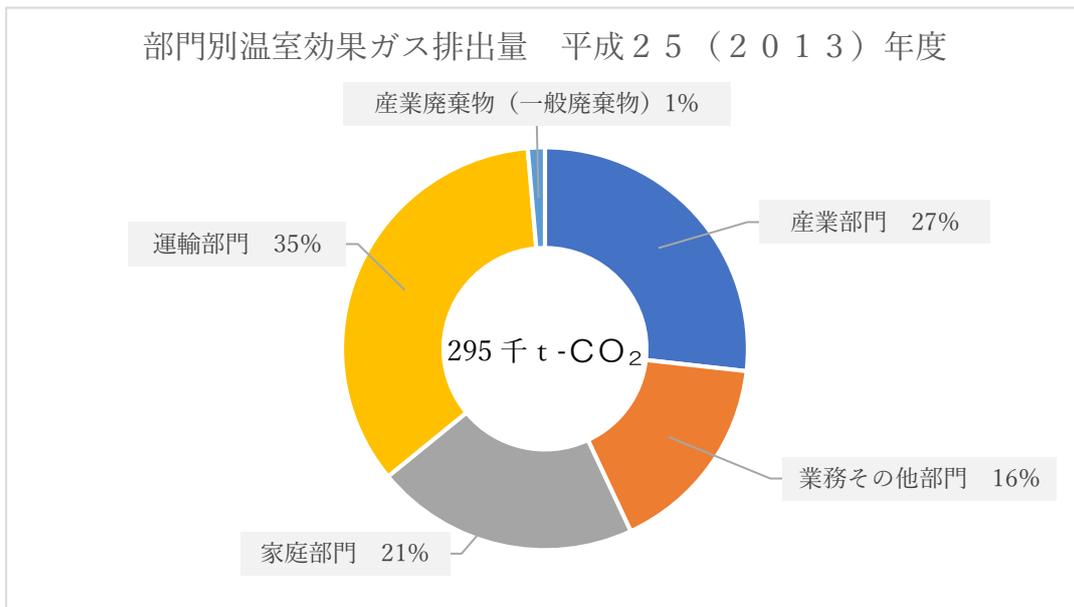
3. 部門別温室効果ガス排出量

基準年度である平成25（2013）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門と運輸部門がそれぞれ約30%を占めており、次いで家庭部門が約20%、業務その他部門が約16%、一般廃棄物からの排出量が約1%となっています。

県や全国と比較すると、運輸部門が占める割合が多く、産業部門と業務その他部門の割合が少なくなっています。

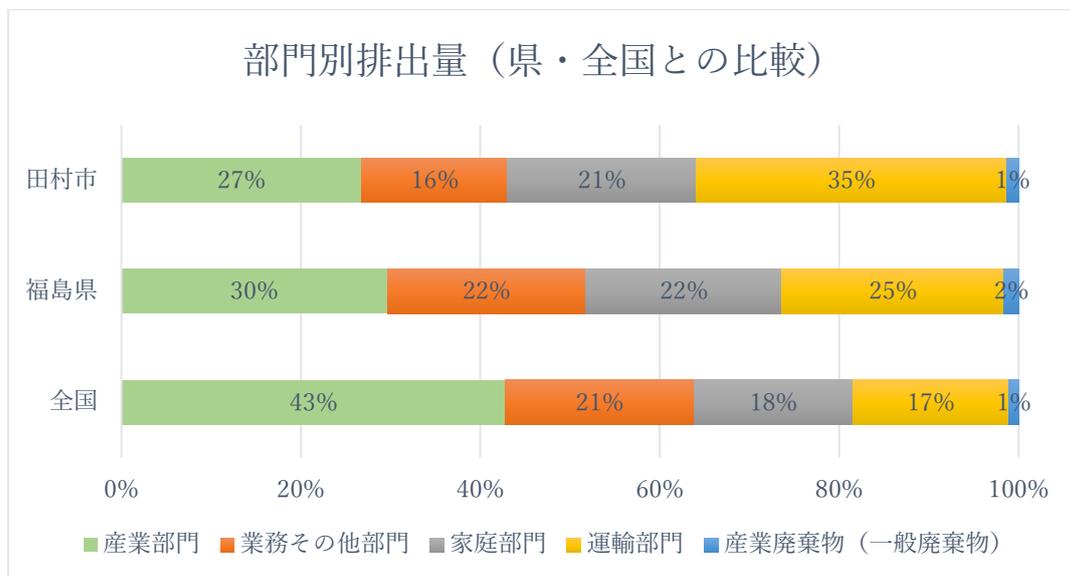
部門別温室効果ガス排出量の推移では、産業部門は微増、業務その他部門と家庭部門、運輸部門は微減、廃棄物分野は横ばいの状況です。

図表 平成25（2013）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳



（出典）環境省「CO₂排出量の傾向把握」数値を引用

図表 部門別温室効果ガス排出量（県・全国との比較）



（出典）環境省「CO₂排出量の傾向把握」数値を引用

図表 部門別温室効果ガス排出量の推移

部門等	平成25(2013) 年度		令和元(2019) 年度		増減	
	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	増減量 (千t-CO ₂)	増減率
合計	295	100%	279	100%	-16	-5%
産業部門	79	27%	98	35%	19	24%
製造業	72	24%	86	31%	14	19%
建設業・鉱業	4	1%	4	1%	0	0%
農林水産業	3	1%	8	3%	5	167%
業務その他部門	48	16%	37	13%	-11	-23%
家庭部門	62	21%	49	18%	-13	-21%
運輸部門	102	35%	92	33%	-10	-10%
自動車	99	34%	90	32%	-9	-9%
旅客	46	16%	41	15%	-5	-11%
貨物	53	18%	49	18%	-4	-8%
鉄道	3	1%	2	1%	-1	-33%
船舶	0	0%	0	0%	0	-
産業廃棄物（一般廃棄物）	4	1%	4	1%	0	0%

（出典）環境省「CO₂排出量の傾向把握」数値を引用

第3節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計

1. 将来推計の考え方

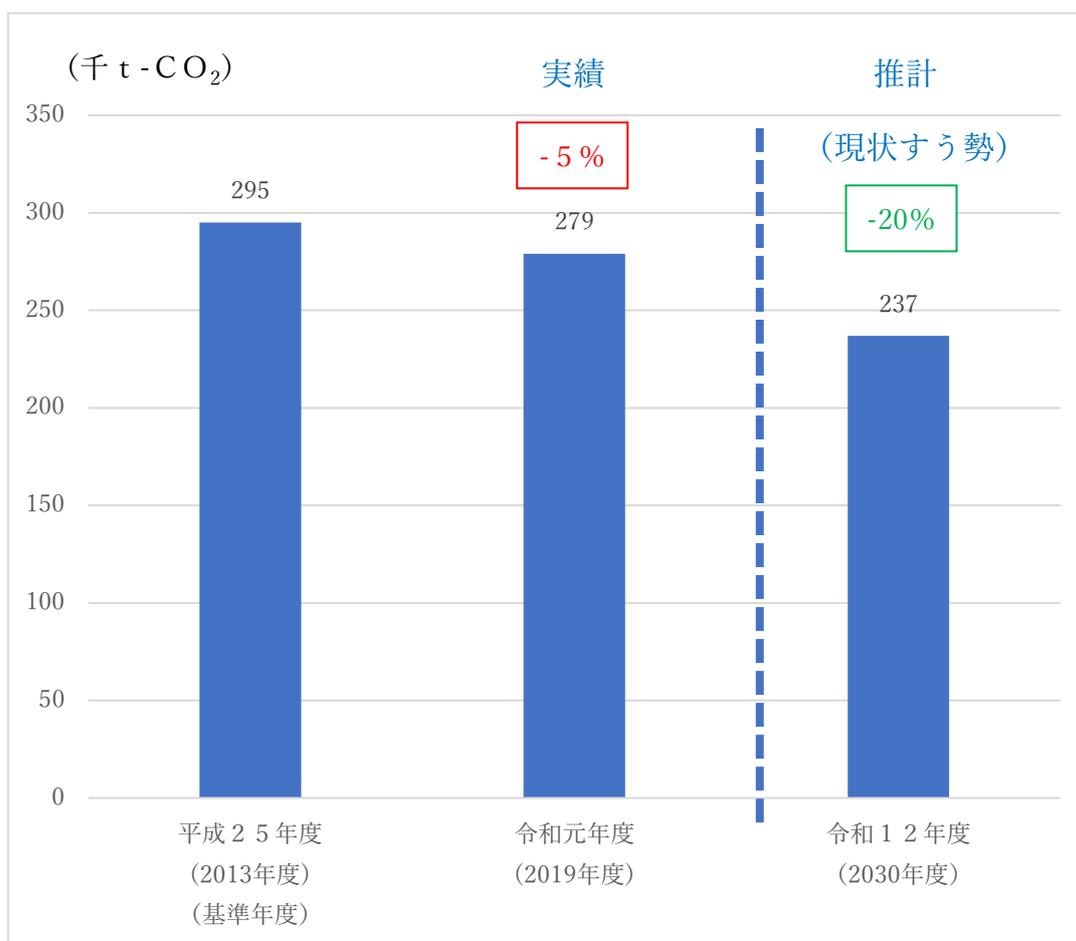
将来推計とは、削減対策を実施しなかった場合（現状すう勢ケース）の温室効果ガス排出量推計するものです。本計画の削減目標設定のための基礎情報とします。

本市の温室効果ガス排出量の将来推計は、前述の本市の温室効果ガス排出量に、「第2次田村市総合計画」に示された将来人口推計に基づく人口増加率を乗じて算出しました。

2. 温室効果ガス排出量の将来推計

田村市の温室効果ガス排出量は、令和12（2030）年度は237千t-CO₂（平成25（2013）年度比-20%）と推計されました。今後、田村市では人口減少が予測されており、それに伴い温室効果ガス排出量も減少すると考えられます。

図表 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）



第3章 温室効果ガス（CO₂）の排出状況（事務事業編）

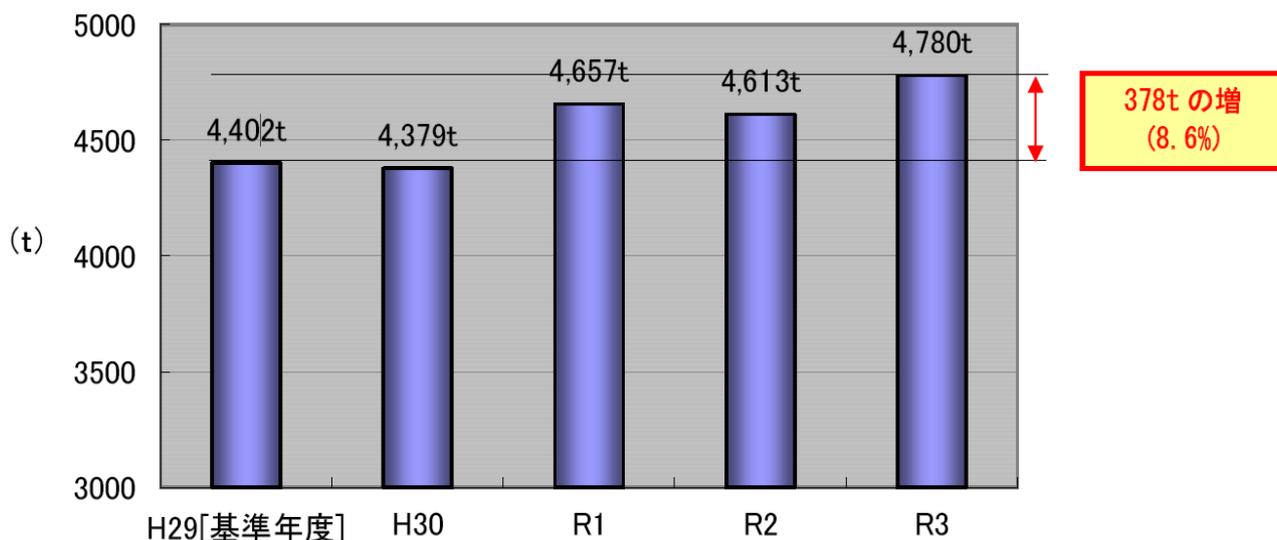
第1節 事務事業編の対象範囲

事務事業編では、本市が行う全ての事務事業（主に公共施設におけるエネルギーの利用や公用車の使用など）を起因して排出される全ての温室効果ガスの排出を対象とします。

第2節 事務事業における温室効果ガス排出状況

本市が実施している事務事業から排出されている温室効果ガスは、令和3（2021）年度現在、4,780 t-CO₂となっており、「第3期田村市地球温暖化対策実行計画」では、基準年度となる平成29（2017）年度に対し、令和3（2021）年度までに10%削減を目標としているところですが、8.6%増加しています。

図表 事務事業における温室効果ガス排出量の推移



温室効果ガスの排出状況（令和3年度）

第4章 計画が目指す将来像及び削減目標

第1節 計画が目指す将来像

「第2次田村市総合計画」では、豊かな自然と持続可能な社会のもと、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を描いており、以下のとおり将来像を定めています。

「ワクワクがとまらない 自然とチャレンジがいきるまち 田村市」

本計画においてもこの将来像を目指すとともに、将来像の実現のため、まちづくりの目標（住みたいまち）を念頭に置き、以下の方針に配慮し地球温暖化対策に取り組むものとしします。

《将来像実現のための方針》

“住みたいまち”

快適で環境により優しい住環境の形成

持続可能なまちづくりの基礎となる自然保全・都市基盤整備は、市全体で脱炭素社会（カーボンニュートラル）の形成と景観保全に取り組みます。

第2節 温室効果ガス総排出量削減目標

本市では、令和3（2021）年10月に国が閣議決定した「地球温暖化対策計画」の削減目標に即した目標を設定します。

国は、平成25（2013）年度を基準年とし、令和12（2030）年度までに全体で46%、地方公共団体の事務事業が含まれる「業務・その他部門」では、51%の削減目標を掲げています。そのため、本計画でも、平成25（2013）年度を基準年とし、以下の目標を掲げます。

削減目標

【区域施策編】

令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比で46%削減

【事務事業編】

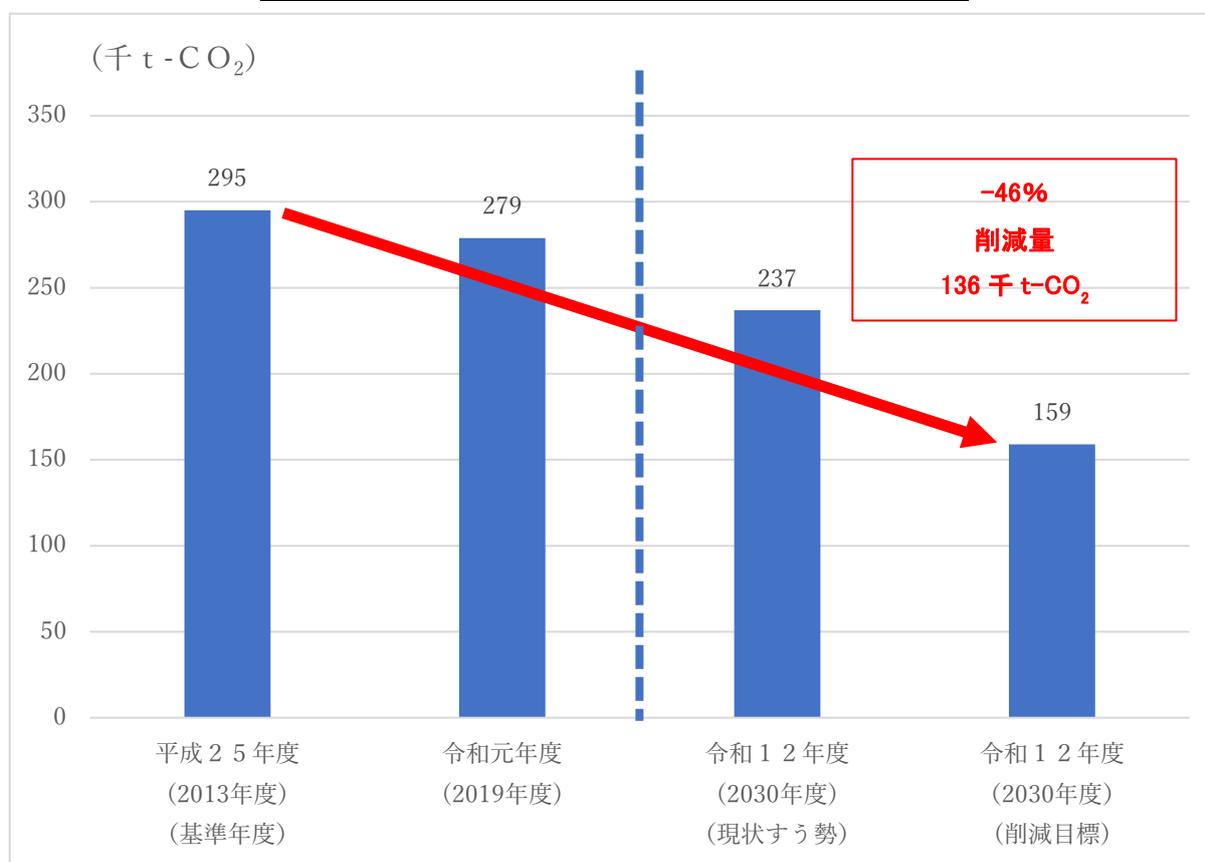
令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比で51%削減

1. 区域施策編における削減目標

田村市全体における温室効果ガス排出量は、基準年である平成25（2013）年度では、295千t-CO₂でしたが、令和元（2019）年度現在では、279千t-CO₂となっており、すでに基準年より5%（16千t-CO₂）の温室効果ガスの削減を達成しております。

削減目標達成のためにも、市民・事業者に対する省エネルギー機器の更新や省エネルギー行動、再生可能エネルギーの導入支援などを推進する必要があります。

図表 温室効果ガス排出量削減の目標（区域施策編）



本市の温室効果ガス排出量の将来推計では、何も対策を講じない現状さう勢ケースでの減少が見込まれていますが、適切に取組を実施しなければ増加に転じる可能性も否めません。

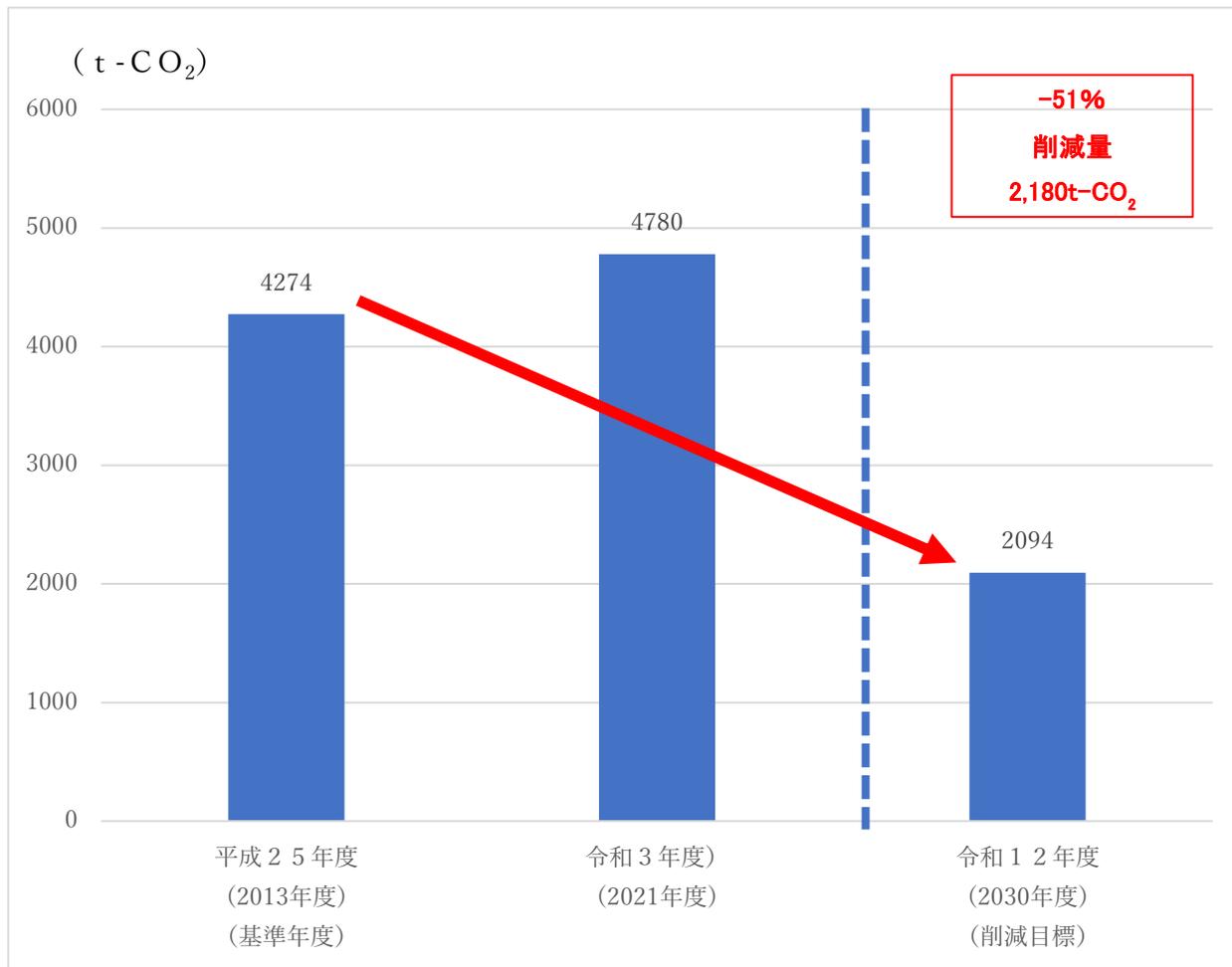
2. 事務事業編における削減目標

田村市の事務事業に起因する温室効果ガス排出量は、基準年である平成25（2013）年度では、4,274t-CO₂でしたが、令和3（2021）年度現在では、4,780t-CO₂となっており、基準年より506t-CO₂（約11.8%）増加しています。

目標年である令和12（2030）年度には、基準年である平成25（2013）年度から51%削減するため、現在の温室効果ガス排出量から2,180t-CO₂を削減する必要があります。

削減目標達成のためにも、市の公共施設における省エネルギー機器の更新や、再生可能エネルギーの導入、公共施設の運用改善の推進をする必要があります。

図表 温室効果ガス排出量削減の目標（事務事業編）



第5章 計画の基本目標と施策展開（区域施策編・事務事業編）

第1節 基本目標

本市の将来像「ワクワクがとまらない 自然とチャレンジがいきるまち 田村市」を見据え、実現のための方針を踏まえながら、以下の基本目標をもとに、温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けて、具体的な取組を推進していきます。

基本目標1 再生可能エネルギーの導入・利用促進

太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠です。また、太陽熱やバイオマス熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱の活用推進も効果的です。

本市の自然的社会的条件に応じて、庁舎や公共施設等での再生可能エネルギーの率先導入・活用を行い、区域内において、再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

基本目標2 省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量の削減にはエネルギー消費量の削減が欠かせません。行政・事業者・市民が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。

省エネルギーの取組推進にあたっては、省エネルギー型設備機器の導入等ハード面での取組と日常生活・事業活動の中での省エネルギー行動の推進等ソフト面での取組を推進していきます。

基本目標3 低炭素型まちづくりの推進

都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積などにより、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けるものであり、都市構造の集約型への転換や公共交通網の再構築、都市のエネルギーシステムの効率化等を目指した低炭素型のまちづくりが必要とされます。都市内の脱炭素化に向けて、エネルギーの面的利用、温室効果ガスの吸収源となる緑地の保全にも配慮することが重要です。

再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、地域活性化や防災、生物多様性保全等の多様な地域課題を同時に解決していくことにも繋がることから、市の長期計画、公共施設等総合管理計画等の整合も図りつつ、低炭素型まちづくりを推進していきます。

基本目標4 循環型社会の推進

3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）の取組によるエネルギー起源CO₂の排出抑制のほか、廃棄物発電等による熱回収や、廃棄物焼却施設からの余熱の利活用等により、廃棄物部門由来の温室効果ガスの一層の削減が求められています。

田村市では、リサイクルセンターを建設し缶やプラスチック等を梱包処理するなど再生利用を図り、汚泥再生処理センターで発生する脱水汚泥は助燃材で活用し循環資源の利用を図るなど、3Rの取組を推進していきます。

再生可能エネルギーの導入・利用促進には、事業所や住宅での設備導入促進や投資が必要とされます。省エネルギーの推進や循環型社会の推進では、個人や事業者の理解を深め、自発的に取り組めるようなしくみが必要です。また、低炭素型まちづくりでは、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となることが求められます。

このように、取組全体を進めるために必要となる環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援等を推進し、多様な人々が地球温暖化対策に取り組めるような環境づくりに努めます。

第2節 施策と取組

1. 市の施策・事業

(1) 施策体系

本市の地球温暖化対策は、以下の体系で実施していきます。

また、本計画に記載された施策・取組のみならず、本市で実施する全ての事業において地球温暖化問題に配慮して推進していきます。

将来像	
「ワクワクがとまらない 自然とチャレンジがいきるまち 田村市」	
基本目標	施策
1. 再生可能エネルギーの導入・利用促進	①太陽光発電等の普及促進
	②再生可能エネルギーの導入の推進
2. 省エネルギーの推進	①事業者の省エネルギーの推進
	②市民の省エネルギーの推進
	③市の省エネルギーの推進
3. 低炭素型まちづくりの推進	①低炭素型車社会づくりの推進
	②集約型都市構想の推進
	③吸収源となる緑地の保全及び緑化の推進
4. 循環型社会の推進	①ごみの減量化・資源化促進
5. 多様な人々が取り組む環境づくり	①情報交換の場の醸成
	②体験・学習の場の創出

(2) 施策・事業

基本目標1

再生可能エネルギーの導入・利用促進

施策	指標等
① 太陽光発電等の普及促進	太陽光発電等の設置数 現状（累計）※1 659件 目標（2030年度） 920件（累計）
② 再生可能エネルギー導入の推進	市内電気使用量以上の再生可能エネルギーの導入 （再生可能エネルギー発電量÷市内電気使用量） 現状（2020年度）※2 83% 目標（2030年度） 100%

※1 田村市住宅用新エネルギー設備等設置費補助金交付件数（2008年度～2021年度）

※2 自治体排出量カルテ（環境省出典）より算出

施策①

太陽光発電等の普及促進

- 田村市住宅用新エネルギー設備等設置補助制度に関する普及啓発
- 公共施設への太陽光発電システムの率先的導入推進
- ソーラーシェアリングの推進

施策②

再生可能エネルギー導入の推進

- 地域や環境と調和した再生可能エネルギーの導入推進

基本目標2

省エネルギーの推進

施策	指標等
① 事業者の省エネルギーの推進	「ふくしまゼロカーボン宣言事業（旧福島議定書事業）」への参加促進 現状（2021年度） 17事業所 目標（2030年度） 30事業所
② 市民の省エネルギーの推進	「エコチャレンジ事業」への参加促進 現状（2021年度） 45世帯 目標（2030年度） 80世帯
③ 市の省エネルギーの推進	市の事務事業からの温室効果ガス排出量 現状（2013年度） 4,274t-CO ₂ 目標（2030年度） 2,094t-CO ₂

施策①

事業者の省エネルギーの推進

- 「ふくしまゼロカーボン宣言事業（旧福島議定書事業）」への参加促進
- 建物の省エネルギー化の促進
- 省エネルギー診断の促進

- BEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 省エネルギー設備導入促進
- エコドライブの推進
- クールビズ・ウォームビズの推進

施策② 市民の省エネルギーの推進

- 「エコチャレンジ」への参加促進
- 住宅の省エネルギー化の促進
- うちエコ診断等省エネルギー診断の促進
- HEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 省エネルギー設備導入促進
- エコドライブの推進

施策③ 市の省エネルギーの推進

- 公用車の電気自動車導入
- 充電ステーションの導入推進
- クールビズ・ウォームビズの推進
- エコドライブの推進
- BDF 利活用
- 省エネルギー設備導入

基本目標3 低炭素型まちづくりの推進

施策	指標等
① 低炭素型車社会づくりの推進	公共交通利用者数（路線バス） 現状（2020年度） 55,000人 目標（2026年度※） 74,000人
② 集約型都市構想の推進	公共交通拠点整備件数 現状（2020年度） 0箇所 目標（2026年度※） 5箇所
③ 吸収源となる緑地の保全及び緑化の推進	田村市緑の基本計画改定 目標 令和12（2030）年度まで

※田村市地域公共交通計画の目標年度

施策① 低炭素型車社会づくりの推進

- 公共交通の促進
- 公共交通の効率化

施策② 集約型都市構想の推進

- 公共交通拠点の整備推進

施策③ 吸収源となる緑地の保全及び緑化の推進

- 田村市緑の基本計画改定

基本目標4

循環型社会の推進

施策	指標等	
① ごみの減量化・資源化促進	1人1日当たりのごみ排出量	
	現状（2020年度）	915g
	目標（2030年度）	600g
	資源化率	
	現状（2021年度）	16.1%
	目標（2030年度）	28.6%

施策①

①ごみの減量化・資源化促進

- 家庭ごみ・事業系ごみの分別指導と啓発の促進
- 食品ロス等を減らす取組の推進
- 減量化・再使用・資源化の取組の推進

基本目標5

多様な人々が取り組む環境づくり

施策	指標等	
① 情報交換の場の醸成	地球温暖化対策のイベント実施回数	
	現状（2021年度）	0回
	目標（2030年度）	1回
② 体験・学習の場の創出	環境講座実施件数	
	現状（2021年度）	0回
	目標（2030年度）	1回

施策①

①情報交換の場の醸成

- 地球温暖化対策の情報提供の推進
- 多様な地球温暖化対策の発信方法の検討
- 市民・事業者・市の情報交換の場の醸成

施策②

②体験・学習の場の創出

- 環境教育・学習体験の推進
- 環境教育・学習講座の実施支援
- 地球温暖化対策を担う人材育成の促進

2. 市民・事業者・市の行動指針

田村市地球温暖化対策実行計画の目標達成に向けて、各種施策や事業を市民・事業者、田村市がそれぞれの役割と責任のもと、相互に協力・協働しながら行動していくこととします。

主体	行動指針
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型の電化製品やガス機器への更新・使用に努めます。 ・家庭で使用する電気・ガス・水道などの消費量を把握し、その節減に努めます。 ・冷暖房機器を適正な温度設定で使用するよう努めます。 ・使用しない電化製品は主電源を消し、待機電力の消費を抑えるよう努めます。 ・太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に活用するよう努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の建設にあたっては、省エネルギー機器の導入を進めるとともに、きめ細かなエネルギーの管理ができるよう努めます。 ・省エネルギーに配慮した施設・設備や生産工程の採用に努めます。 ・使用しない照明やOA機器などについては電源を切るよう努めます。 ・冷暖房機器を適正な温度設定で使用するよう努めます。 ・クールビズ・ウォームビズを進めるよう努めます。 ・事業用太陽光発電システムや太陽熱利用システムの情報収集・設置を進めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や事務処理における省エネルギー化を推進します。 ・使用しない照明やOA機器などについては電源を切るよう努めます。 ・冷暖房機器を適正な温度設定で使用するよう努めます。 ・クールビズ・ウォームビズを進めるよう努めます。 ・公共施設の新設や改修の際に再生可能エネルギー施設・設備の導入を推進します。 ・家庭・事業所における再生可能エネルギー導入の普及啓発を図ります。

第6章 計画の推進

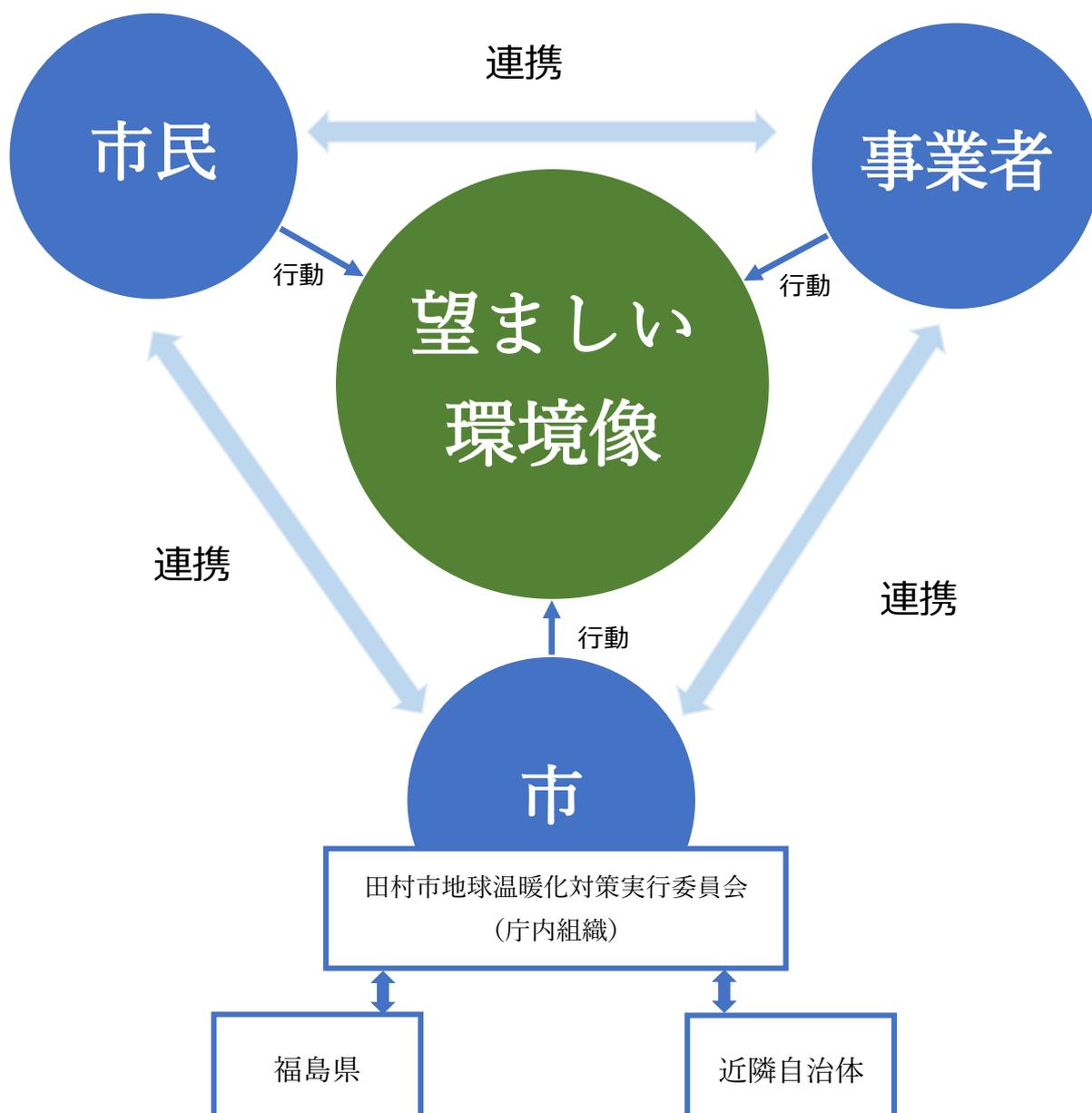
第1節 計画の推進体制

地球温暖化問題は、市民や事業者の日常の生活や事業活動が原因となっている点で、従来の公害問題と決定的に異なります。

地球温暖化問題の解決のためには、市民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえ、市と連携・協働して各種の取組を進めていくことが必要です。

このため、本市は、環境施策をともに進めていくパートナーとして、市民や事業者と連携し、各種活動に取り組んでいくことができるよう体制づくりを進めていきます。

図表 推進体制図



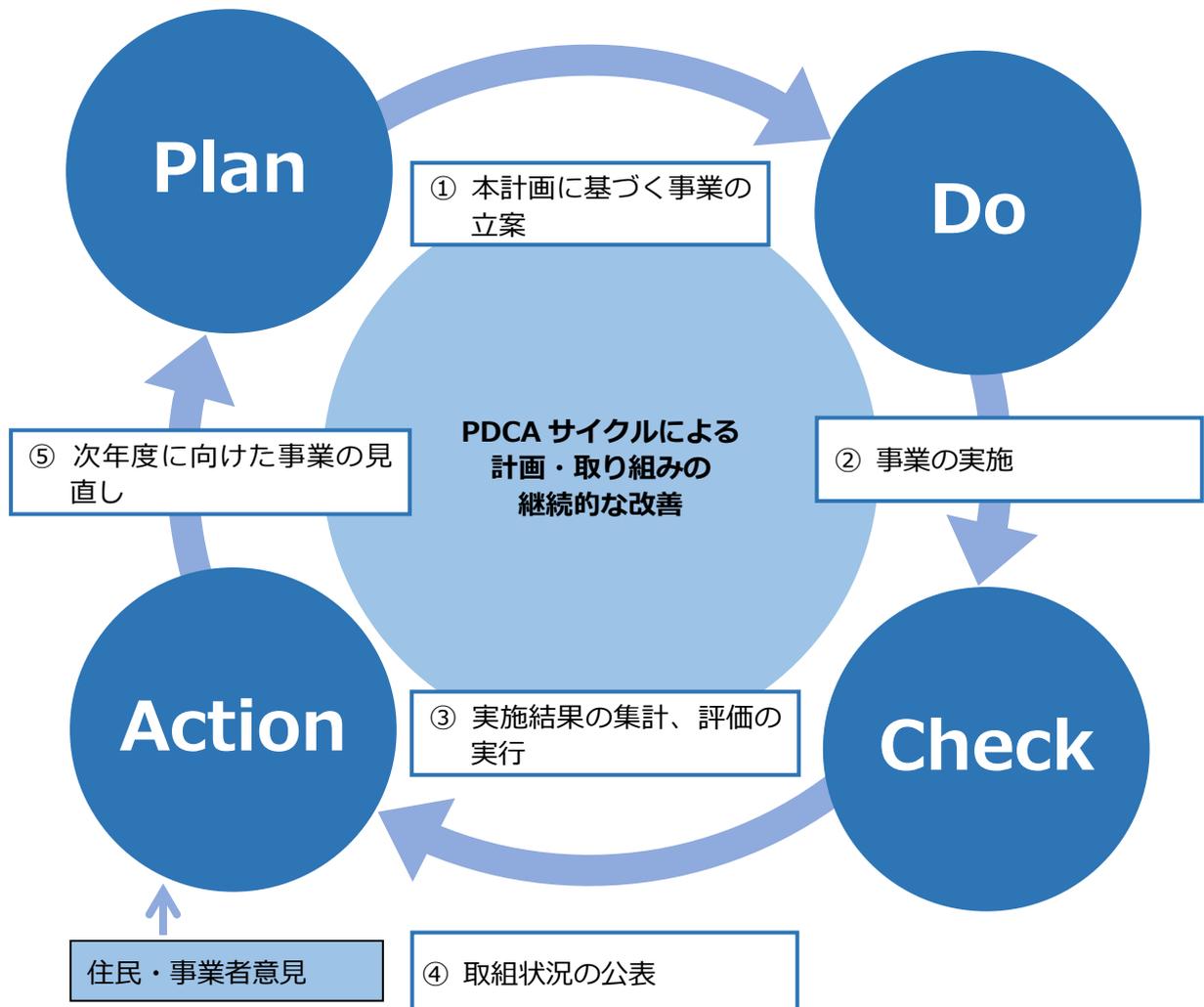
第2節 計画の進捗管理

計画の着実な推進を図り、市民・事業者・市の協働による進行管理を行うため、事業計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返すPDCAサイクルにより、年度の進行管理を実施していきます。

また、計画本体についても必要に応じて評価・見直しを実施していきます。

また、本計画書と計画の取組状況について、公表・周知をしていきます。

PDCA サイクルによる計画の進行管理



用語集

【英数字】

●BDF

「Bio Diesel Fuel」の略で、化石燃料である軽油の代替燃料として、使用済み天ぷら油（食物性廃食用油）を原料に精製されるディーゼルエンジン用燃料。

●BEMS

「Building Energy Management System」の略で、日本語では「ビルエネルギー管理システム」と称される。省エネルギーと快適性の実現を目的とし、電力使用量の可視化によって、ビルの設備や環境、エネルギーを管理して電力消費量削減を図るシステム。

●HEMS

「Home Energy Management System」の略で、住宅のエネルギーを管理するシステムの総称。家庭の電気設備や家電製品をスマートフォンなどで見える化したり、家電機器を自動制御するなどして、エネルギーを上手に節約するためのシステム。

【あ行】

●ウォームビズ

クールビズの秋冬版で、温かい服装を着用し暖房に頼りすぎないビジネススタイル。暖房時の室温を20℃に設定することにより、地球温暖化対策・省エネルギーを推進する。

●うちエコ診断

国の委託を受けて地球温暖化防止活動推進センターが行う家庭での省エネルギー・温暖化対策支援策。うちエコ診断員が専用のツールを用いて、各家庭に対してCO₂排出削減のコンサルティングを行う。各家庭の「どこから」「どれだけ」CO₂が排出されているのを見える化し、削減余地の大きい分野を集中的に対策の提案を行う。

●温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのことで、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六フッ化硫黄、三フッ化窒素がある。

【さ行】

●再生可能エネルギー

有限で枯渇する可能性がある石油・石炭などの化石燃料や原子力と比較して、自然環境の中で繰返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なもの）、風力、バイオマス、地熱などがあげられる。化石燃料や原子力エネルギーは、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、また廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きいことから、再生可能エネルギーが推進されている。

【は行】

●「ふくしまゼロカーボン事業（旧福島議定書事業）」

「ゼロカーボン」実現に向けて、主体的に省資源・省エネルギーなどの地球温暖化対策に取り組む事業。「事業所版」と「学校版」に分かれ、事業所版には「初級編」・「中級編（旧従来編）」・「上級編」、学校版には「ベーシック編」・「アドバンス編」があり優秀な取組が行われた事業所や学校には表彰が行われる。

●福島新エネ社会構想

福島県の「2040年までに福島県内のエネルギー需要の100%を再生可能エネルギーから産出す」との大きな目標のもと、未来の新エネルギー社会の実現に向けたモデルを福島県で創出し、世界に発信することで、再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とすることを目指すもの。

【ま行】

●「みんなでエコチャレンジ」事業

県内の一世帯あたりのCO₂排出量を1%以上削減することを目指し、県民に省エネルギー、省資源を実践してもらう（福島エコ道）福島県の取組。一世帯あたりのCO₂排出量の1%分は、スギの木6本が1年間に吸収するCO₂の量に相当するため「スギの木6本分のCO₂を削減する」ことをスローガンに掲げている。

第4期田村市地球温暖化対策実行計画
【区域施策編・事務事業編】
令和4（2022）年8月

福島県田村市